平成２６年（フ）第１８号
千葉県香取市津宮836番地５
債務者　辻谷亜紀子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第２６９号
相模原市中央区横山台２丁目９番26号　パークサイドヒル202
債務者　笠原　祐輝
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３１０号
静岡県沼津市大岡525番地の５　黄瀬川コーポ302
債務者　鈴木　明彦
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９８１号
京都市右京区西京極東大丸町24番地１　ハイツブルーバルーン302号室
債務者　原山　定三
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３４号
京都市西京区大枝東長町１番地300、申立時の住所京都府長岡京市粟生北開32番地９
債務者　髙岡　明美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９３号
京都市左京区鹿ケ谷寺ノ前町64番地
債務者　広瀬こと　廣瀬　有三
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４７号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地71棟307号
債務者　東田源武こと　鄭　　源錫
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４８号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町18番地２　第３シャトーウメダ107号、前住所京都府亀岡市篠町浄法寺中村１番地５
債務者　神﨑多賀子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４９号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地13―508、前住所京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地13―307
債務者　野崎　和子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５７号
京都市伏見区醍醐東合場町３番地
債務者　髙田　欣子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５８号
京都市右京区常盤仲之町18番地　ニュー双ケ丘マンション102号
債務者　ビッグジョイこと　永田　桃代
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６０号
京都市伏見区石田大山町５番地の２　市営住宅石田東団地５―403
債務者　井上　貞子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２４号
堺市中区新家町522番地８
債務者　久保田洋介
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３９号
堺市東区南野田132番地13
債務者　新宅香代子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４２号
堺市南区竹城台４丁２番７―204号、前住所堺市南区竹城台４丁２番11―308号
債務者　岡上　正美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番27―104号
債務者　村田　正雄
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
奈良県橿原市上飛騨町135番地の２
債務者　櫻井　知香（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係